

第2回

島原市農業委員会総会議事録

平成23年7月27日

第2回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成23年7月27日(水) 14時00分

2. 閉会日時 平成23年7月27日(水) 15時21分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 30名 欠席者 1名

5. 議案

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 非農地証明願について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

第4号議案 下限面積(別段の面積)の設定について

報告事項 合意解約通知書について

議長

只今より、第2回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、2番委員は所用の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は31名中30名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、3番委員、4番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は申請地を譲受け、住宅を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は東側、西側、北側は宅地、南側は水路、赤道を挟んで宅地となっております。雨水排水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないを見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の賃借人は申請地を借り受け、店舗を建築したいとのことです。

申請地は市街化傾向が著しく第3種農地となります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は北側、東側は農地、南側は農地、西側は道路になっております。雨水排水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

3 1 番委員

北側の隣接農地が約1mほど低いわけですが、3m80cm離れて5mの建物を建設するということですが影響はありませんか。

事務局

ただいまの質問ですが、平屋建で3m80cm離してあるので影響が無く問題ないとみております。

事務局

補足説明いたします。通常隣接農地がある場合でも2m程度引いて建築してほしいと従来より話し合って決めて参りました。今回は1番地近いところでも3m80cmとなり、また、隣接農地の1474番、1475番1はさらに1m程低いということで日照権については問題ないとみております。

議長

他にご意見等ございませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番の譲受人は申請地を譲受け、車庫・物置を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地は東側、南側は農地、西側は宅地、北側は道路となっております。雨水排水は溜枳を経由し、水路放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第2号議案、非農地証明願についての1番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、非農地証明願の1番について、申請人は昭和60年月日不詳頃よりゲートボール用地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側は宅地、南側、西側、北側は農地となっており、現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	5件	16筆	12,924.00㎡
耕作権の再設定	4件	12筆	12,173.00㎡
合 計	9件	28筆	25,097.00㎡

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については5ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第３号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

議長

第４号議案、下限面積（別段の面積）の設定についてを上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第４号議案について説明いたします。

下限面積（別段の面積）の設定についてであります。農地法第３条第２項第５号及び農地法施行規則第２０条第１項により、旧島原市（旧安中村・旧島原町・杉谷村）については、３０アールと定めております。

これは、農地法の一部改正に伴い、島原市では平成２１年１１月に設定しました。しかしながら、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」が昨年１２月２２日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなったために、今回上程したところでございます。

この下限面積につきましては、以前より現在の面積で施行・運用しており、現在に至るまでなんら問題が生じていませんので、現行のとおり引き続き施行してよろしいかご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

7 番委員

下限面積ということですが、私たちは初めてですので説明をお願いします。

議長

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明します。

下限面積について説明しますと、農地の貸し借りや、売買を行う場合に下限面積を超える経営面積を持っていないとできないということです。

以前より旧安中村・旧島原町・旧杉谷村地区は30a、旧三会村、旧大三東村、旧湯江村については50aで設定しているということです。

議長

他に、ご意見等がありませんか。

13番委員

島原地区は10aでいいと聞いていましたが、そういった特例や運用はありますか。

事務局

30aということでいままでも運用しております。

13番委員

農家認定は、30aないと行けないということですか。

事務局

10aというのは農業者の選挙資格のことかと思いますがいかがでしょうか。

13番委員

わかりました。

事務局

説明を補足します。選挙資格は、10a以上で60日以上従事していれば、全国同じで農業者ということで選挙権はあります。

議長

他に、ご意見等がありませんか。

2 1 番委員

有明地区と島原地区が違うのは、おかしくないでしょうか。統一してはどうでしょうか。

事務局

農地法では50aないと貸し借り、売買はできないとなっております。しかしながら、平成21年12月の農地法の改正で各地区の農業の反映状態で、下限面積を各農業委員会で決めていいということになりました。その折りの12月の総会で、お諮りしております。

なぜ、旧安中村・旧島原町・旧杉谷村地区は30aでいいかということですが、従来これは法で謳ってないのですが内規で、農業が盛んな三会地区・有明地区は法通り50aでそれ以外の地区は30aということで、内規で行っておりました。

2 1 番委員

有明の人が、島原の土地を借りる場合は30aあればいいということですか。

事務局

農地を主体に考えて頂ければと思います。安中、中央、杉谷地区の農地を取得する場合には取得する土地を含めて30a、三会、有明地区の農地を取得する場合には取得する土地を含めて50aあると、取得できるということです。

1 3 番委員

有明地区も三会地区も30aというように、この総会で決まればいいということですか。

事務局

はい。そうです。各農業委員会で決定をしてよろしいというように平成21年の法改正で決まっております。

1 3 番委員

了解しました。

議長

ただいまより、休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

下限面積につきましては、従来どおりと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発声)

議長

異議なしと認めます。4号議案は決定いたします。

議長

農地法第18条の合意解約については別添に記載のとおりですので報告します。

これで、第2回島原市農業委員会総会を閉会します。